知的障害者・精神障害者等の地域生活を目指した 日常生活のスキルアップのための支援の標準化に関する調査事業報告

地域精神保健福祉機構保健福祉研究所 重田 史絵 (7279) 東海林 崇 (浜銀総合研究所・7899) 奥野 英子 (日赤九州国際看護大学・2242) 増田 公香 (日赤九州国際看護大学・2284) 小泉 浩一 (救護施設あかつき・6961) 柳田 正明 (山梨県立大学・4468) 野中 猛 (日本福祉大学・5098)

[キーワード] 自立訓練(生活訓練)事業・社会生活力・地域移行支援

1.研究目的

障害者自立支援法の訓練等給付の中の自立訓練(生活訓練)は、様々な障害のある方の能力の維持・向上を目的としたリハビリテーションサービスであり、障害者自身の自立と地域生活を実現するために実施される事業である。しかし、この事業を活用する際の標準的な支援方法や活用方法がまだ確立されていない。そこで、先進的な支援事業所を調査することにより、知的障害者、精神障害者、発達障害者の社会生活力の向上と日常生活のスキルアップのための支援実態、支援プログラム、支援結果等を明らかにすることを目的として本研究を実施した。これらを示すことにより、同事業の今後の推進に寄与したい。

2.研究の視点および方法

(1)研究の視点

同法の生活訓練事業は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等に一定期間の訓練が必要な者を対象として、個別支援計画を作成し、ケアマネジメントの概念のもと、利用期限を設けて地域生活への定着をはかり、サービス利用終了後は地域の社会資源に引き継いでいくというプロセスを経る事業といえる。そこで、 利用の必要性判断、 自立訓練事業での支援・訓練、 地域生活開始に向けた支援、 地域生活定着に向けたフォロー、

地域生活継続のための相談サポート、という支援の時間的経過の実施状況を具体的に明 らかにすることによって、生活訓練事業のあり方を考える。

(2)研究方法

調査対象: 新体系の生活訓練事業所でのサービスを利用して地域移行した、主たる 障害が知的、精神、発達障害を有している方。全国から5事業所25ケース。

データ収集時期: 事前調査(平成 22 年 11 月~23 年 1 月) 事業所・ケース(訪問) 調査(平成 22 年 12 月~23 年 2 月) 深堀調査(平成 23 年 1 月~3 月)

データ収集方法: 検討委員会を設置し、委員が調査員となり、複数人体制で事業所を分担して調査を行った。事業所および対象ケースについて、事前に質問紙調査を行ったうえで訪問し、事業所職員にインタビュー調査を行った。

分析方法: 調査結果は、社会生活力 (Social Functioning Abilities; SFA) に着目して分析を行った。(注)

3. 倫理的配慮

調査対象ケースに関する情報提供について、各事業所の倫理遵守手続きに則り、承諾書

等による各ケースの同意を得たうえで、事例提供に関する意思決定をお願いした。質問紙調査およびインタビュー調査においても、ケースについては匿名化したうえで記録閲覧、ヒアリングを行った。報告書も各事業所に確認、修正を依頼したうえで公表の許可を得た。4.研究結果

利用者の主たる障害が知的障害者である、A事業所(北海道)とB事業所(大阪府) 主たる障害が精神障害者である、C事業所(岩手県)とD事業所(茨城県)、主たる障害が 発達障害者である、E事業所(京都府)から調査結果を得た。いずれの事業所も、生活訓 練事業の入所型、宿泊型、訪問による生活訓練という類型や、他事業の機能の組み合わせ を活用して、利用者の意思を大切にしたモデル的な生活支援を行っていた。

しかし事業の課題として、2年間(最大3年間)の生活訓練期間の中で、どのように次のステップにつないでいくかということは、共通した大きな課題であった。また、地域で生活を継続するには、事業終了後の移行先や、終了後の継続した関わりが重要という現実もあり、職員配置基準が低いことや、3年目からの訓練等給付の報酬減も事業の課題と認識されていた。これらは、本来同法の趣旨に則れば、相談支援事業が受け皿となるべきだが、その機能を十分担っていない地域も存在していることを示唆していると考えられる。

有期限内に地域生活をおくるための日常生活のスキルアップを図るには、事業所内で地域生活に向けた訓練・支援を実施しているかどうかがポイントと考えられるが、各事業所では社会生活力プログラム、Life Skills Training(生活スキル訓練)、ACT、TEACCH などを参考にしているとの回答を得た。しかし、実際に地域生活をおくる上で必要と考えられる社会生活力プログラムの 25 項目(注)に関するプログラムの有無を尋ねたところ、ほとんどの項目について、個別支援は実施しているものの、既存や独自のプログラムが実施されていない状況であった。各事業所とも利用者の地域生活を支援するきめ細やかなサービスを提供しているが、利用者の力を伸ばすリハビリテーションの視点に立つ生活訓練は十分に実施されているとは言えない状況であった。

今後、社会リハビリテーションの各種プログラムの実施方法等についての研修が全国各地で実施され、自立訓練事業に従事する専門職員を雇用できるような報酬体系になり、様々な障害のある方の社会生活力が高まり、地域生活が豊かになることを期待したい。

* 本研究は、厚生労働省平成 22 年度障害者総合福祉推進事業の補助金により実施した。

注 : 奥野英子・野中猛編著『地域生活を支援する社会生活力プログラム・マニュアル 精神 障害のある人のために』中央法規出版、2009

注: 1.精神科医療、2.健康管理、3.食生活、4.セルフケア、5.生活リズム、6.安全・危機管理、7.金銭管理、8.すまい、9.掃除・整理、10.買い物、11.服装、12.自分と病気・障害の理解、13.コミュニケーション、14.家族関係、15.友人関係、16.支援者との関係、17.教育と学習、18.就労生活、19.恋愛・結婚・子育て、20.外出・余暇活動、21.地域生活・社会参加、22.障害福祉制度、23.日中活動サービス、24.地域生活サービス、25.権利擁護